

評議員・役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽康会の評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務代行の対価として支払われるものである。

(評議員会及び理事会の出席報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合には、第4条の報酬及び実費弁償費を支払い、出席に伴う報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

2 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合には、第4条の報酬及び実費弁償費を支払い、出席に伴う報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び理事の勤務報酬等)

第4条 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の依頼を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長の勤務報酬等)

第5条 理事長は常勤職員の3分の1以上の日数を勤務するものとし、定款細則別表1の専決事項を始めとして陽康会全体の業務を統括し、その報酬を原則として交通費も含め月額60万円とする。

2 理事長が40km以上遠くへ業務で出張する場合は、あらかじめ申請をした上でその交通費の実費分を請求できるものとする。

- 3 理事会への出席の報酬及び実費弁消費については、勤務日に重なる場合にはこれを支払わない。

(業務執行理事の勤務報酬等)

- 第6条 業務執行理事は常勤職員の3分の1以上の日数を勤務するものとし、定款細則別表1の専決事項を業務とし、その報酬を原則として交通費も含め月額30万円とする。
- 2 業務執行理事が40km以上遠くへ業務で出張する場合は、あらかじめ申請をした上でその交通費の実費分を請求できるものとする。
 - 3 理事会への出席の報酬及び実費弁消費については、勤務日に重なる場合にはこれを支払わない。

(監事の報酬等)

- 第7条 監事が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が評議員会及び理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

- 第8条 苦情対応第三者委員が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が評議員会及び理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費

費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限りこの規程を運用することができる。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）等の作成に協力するものとする。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成24年9月18日より適用する。

この規程は平成26年7月19日より一部訂正して適用する。

この規程は平成29年6月23日より一部訂正して適用する。

この規程は令和3年6月23日より一部訂正して適用する。

別表1 (日額)

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 |
|-----------|---------|---------|
| 評議員会出席報酬等 | 5,000 円 | 5,000 円 |
| 理事会出席報酬等 | 5,000 円 | 5,000 円 |

別表2 (日額)

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 |
|--------------|----------|---------|
| 理事及び評議員業務報酬等 | 10,000 円 | 5,000 円 |
| 監事検査指導報酬等 | 18,000 円 | 5,000 円 |
| 苦情対応第三者委員 | 10,000 円 | 5,000 円 |

別表3 (日額)

| | | | |
|-----|----------|----------|-----|
| 旅 費 | 宿泊費 | 報 酬 | その他 |
| 実 費 | 20,000 円 | 15,000 円 | 実 費 |